

2014.06.27

「貸金業法再改正について」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。今日は6月27日の金曜日です。

先週の金曜日で第186回国会が閉幕しました。それが終わりましたが国会や特に党の中におきまして様々な議論をしております。本日私は朝から財務金融部会小口金融市場に関する小委員会に出席しました。

これは何かといいますと、いわゆる貸金業法を改正して、グレーゾーン金利と言われる利息を無くして、総量規制と言うものを作りまして、いわゆる多重債務者をこれ以上増やさず、あの悲劇を無くす為と言う事で法改正が行われました。

しかし行われた結果、何が起こったかといいますと、結局毎日のようにTVのCMが流れていますが、司法書士事務所や弁護士事務所と言った司法関係の大きなビジネスになってしまいました。つまり先ず電話をして下さい、払ってしまったお金は過払いの可能性があるのでそれを取り戻すことができるかもしれません言ったビジネスになってしまいました。これはとにかくやれば必ず勝つ、つまり

返還すると言う事になっております。ですから、ネタさえ有れば絶対に勝つという事で、弁護士や司法書士からしますとそのネタを少しでも提供してくれれば無料で審査しましょうと言う事になり、そして戻って来たら半分近くを報酬で取られてしまう訳であります。ですから、儲かるのは弁護士や司法書士なのです。しかし債務者の方々も今まで払ったお金の幾らかは自分達に戻ってくると言う事ですから、これはこれで有り難いと言う事で、恐らく何万件と言った事例が弁護士事務所等にとって巨大な利益を上げていると言うことでもあります。これは考えようによりますと今まで過払いして来たのだから当然ではないのかということになりますけれども、その片方でこの事によって本当に必要な人にはお金が回っていないのでは無いかと言った議論がありました。

私は元々、そうでは無くて、これは消費者金融や商工ローンも含めて金利が余りにも暴利で高く、そこでお金を借りますと商売ができないと言う考え方を持っておりました。そして現に私は税理士と言う仕事をしておりますから、普通の商売ですと、20%や30%も取られるような所からお金を借りて商売してしまいますと、返済不能で、そこから借りた時点で返済不能でアウトになってしまうと言う

事を申し上げて来ました。そう言った意味で言いますと貸金業法をもう一度直す必要は無いと言う立場でこの小委員会に参加して来ました。

ところが、その話を聞いておりますと、そればかりでは無いと言う事が見えてきました。例えば、築地の魚屋さんでも、1本何十万円、何百万円と言ったマグロを買ったとしますと、当然その買った分は即座に売れてその分のお金が入る訳ですけれども、そのお金が融通出来ない方がおります。なぜ融通出来ないかと言いますと、本当は銀行等できちんと貸してくれるはずでは無いかと言う事でありましたけれども、私の顧問先にもありますが、実はバブルが弾けた後、いわゆる不動産担保でお金を借りておりましたが、バブルが弾けてしまったのでそれを全部取り上げてしまうと言った話が起こりました。普通は例えば10億円で土地を評価して頂いて10億円を借りていて返せないのであればその10億円分の土地を渡せばそれで帳消しになると言う事が原則ではないかと思いますが実際には10億円で評価していたのに売ったのが5億円にしかならなかったので、あと5億円を返せ、と言った話であります。これがいわゆるRCCと言う機構にその貸金に移されて長い期間をかけてその残りを返していかな

ければならないと言う例が沢山ありました。そうなりますと、RCCが管理している一方で商売を続けているといった方々からしますと、これ以上どこからも借りられない訳であります。そして借りられないのですけれども、今言いましたようにマグロの仲買の方でありましたらそれを買って売れば必ず利益が出るわけですけれども、しかし短期的に融通するお金すら借りられないと言った人がいらっしゃるのが現実なのです。そう言った方々にとっては今までは貸金業者がいたので何とか商売が出来たのであります。多少金利が高くても1年も借りない訳で有りまして、たかが3日4日1週間という間ですから例えば手数料も含めて100万円借りて2、3万円ぐらいのお金を渡しましても年間利息にしますと、3日借りるとして1日で1万としますと年間365万に成るのであります。これは365%というとてもない金利になる訳ですけれども高々一日二日の話でそれだけのお金を渡すくらいならば十分支払い出来る訳です。つまり現金商売やマグロの仲買等のある種の業種にはやはり必要な資金供給源であることも事実であります。そしてそう言った業種が有るだけでは無く、バブルの後の整理が全てしきれておらず、本当は銀行がそういったことも含めてもう一度貸すことが出来る仕組みにしてあげれば

貸金業者に頼らなくても良いのですが、現在銀行では結局担保を全て取り上げて残りの払える分だけ払ってもらい、払っている間はお金を貸さないという仕組みになっておりますから、実際には銀行からは借りられないと言ったところで我々が本来いわゆる多重債務者を作らせないでこれ以上悲劇を起こさないという意味では大変意味のある法律ではあった訳でありますけれども、その結果、違うところに影ができてしまい、片方では弁護士業界だけが儲かっているという歪んだ状況を作り出していますので、ここは少し法改正も含めてやっていかなければならないのではないかという事が今回の小口金融市場に関する小委員会に何回も出席しまして感じたことであります。

恐らくこれをまとめまして次回の臨時国会辺りに議員立法等が出てくる可能性も出てきましたけれども、ぜひここで皆様方にもこういった現実をしっかりと知って頂きたいと思います。しかし、光と闇の部分が有りますから、闇の部分を出来るだけ小さくして、様々な闇の中で光が当たらなかつた方々を助け、しかしその一方で光を当てることで多重債務者を再び出すということにはさせてはなりませんから、そこはしっかりやらなければなりません。そういった議

論を実は現在党内で行っているという事を今回ビデオレターでお送りさせて頂きました。

第 186 回国会が閉幕しましたがけれども、私も今国会の後半は財政金融委員会の筆頭理事から今度は厚生労働常任委員会の筆頭理事の方に回りまして、この委員会で毎日毎日 6 時間の時間を審議に取られておりましたので、殆どビデオレターを更新する事が出来なかったのですけれども、これからは又、度々ビデオレターも更新していきたいと思いますので、ぜひ御覧になって頂きたいと思います。

本日も御覧頂きありがとうございました。